

(お知らせ)

平成21年5月22日  
保 健 福 祉 局  
(担当：生活福祉部保険年金課 213-5861)

新型インフルエンザに係る発熱外来の受診時における  
国民健康保険被保険者資格証明書の取扱い及び周知について

新型インフルエンザの発症の疑いがある場合には、発熱相談センターに相談の上、発熱外来の受診を行うことになっています。

国民健康保険被保険者資格証明書が交付されている世帯の被保険者（以下「資格証明書交付世帯」という。）は、医療機関受診時に一旦医療費を全額自己負担していただく必要がありますが、今般、厚生労働省から資格証明書交付世帯が新型インフルエンザに係る発熱外来を受診した際には、感染拡大を防止するため、3割負担（現役並み所得者世帯を除く70歳～74歳の方は1割）とする取扱いが示されました。

京都市では、直ちにこの取扱いを実施することとし、下記のとおり関係機関や対象世帯へ周知しますのでお知らせします。

記

1 関係機関等への周知徹底

すでに区役所・支所保険年金課、発熱相談センター（保健医療課及び保健所）、発熱外来（京都市立病院）に対して、取扱いの内容や相談があった場合の懇切丁寧な対応について周知徹底しました。

2 資格証明書交付世帯へのお知らせ文書の送付

速やかにすべての資格証明書交付世帯へのお知らせ文書を送付します。

(参考) 資格証明書交付世帯数

4, 189世帯（平成21年3月1日現在）